

地域包括医療病棟入院料

点数／日

3,050点／日

看護配置

10対1以上

平均在院日数

21日以内

重症度、
医療・看護必要度

- ・ 「一般病棟用の重症度、医療・看護必要度」で「**A3点以上 or A2点以上かつB3点以上 or C1点以上**」に該当する患者割合が **I：16%以上、II：15%以上**
- ・ 入院初日に「**B3点以上**」に該当する患者割合が**50%以上**

I：看護師等によるマニュアル評価

II：診療実績データ（レセプト電算処理システム用コード）を用いた評価

救急

- ・ 24時間救急搬送を受け入れられる体制を構築（2次救急医療機関又は救急告示病院）
- ・ 画像検査、血液学的検査等の24時間体制
- ・ 救急医療管理加算等による評価

緊急入院割合：緊急入院直接入棟**15%以上**

リハビリ

- ・ 常勤の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が2名以上、専任の常勤の管理栄養士が1名以上配置
- ・ **脳血管疾患等リハビリテーション料**又は**運動器リハビリテーション料**に係る届出

在宅復帰率

80%以上（回復期リハビリテーション病棟等への転棟を含む）

室面積

入院早期からのリハビリテーションを行うにつき必要な構造設備を有している
（病室6.4㎡/1人以上、廊下幅1.8m以上が望ましい等）

加算
（項目のみ一部抜粋）

- ・ 初期加算（1日につき）150点
- ・ 看護補助体制加算（1日につき）：25対1看護補助体制加算（看護補助者5割以上）240点、25対1看護補助体制加算（看護補助者5割未満）220点、50対1看護補助体制加算200点、75対1看護補助体制加算160点
- ・ 夜間看護体制加算（1日につき）71点
- ・ 看護職員夜間12対1配置加算（1日につき）：看護職員夜間12対1配置加算1110点、看護職員夜間12対1配置加算290点
- ・ リハビリテーション・栄養・口腔連携加算（1日につき）80点
- ・ 看護職員夜間16対1配置加算（1日につき）：看護職員夜間16対1配置加算170点、看護職員夜間16対1配置加算245点